

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議（第 1 回）議事録

日時 平成 17 年 9 月 6 日（火）14 時 30 分～

場所 室蘭市議会第 1 会議室

《開 会》

【司会（島崎課長）】定刻となりましたので、ただ今から、北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、北海道環境生活部環境室循環型社会推進課長の島崎です。よろしくお願いいたします。

後ほど、議事のなかで御説明いたしますが、この北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議は、PCB 廃棄物処理事業を監視し、确实かつ適正な PCB 廃棄物処理事業を推進するために設置するものです。

本日はその第 1 回の開催となりますが、開催にあたりまして、北海道環境生活部環境室、田中室長から御挨拶申し上げます。

《挨 拶》

【田中室長】ただ今御紹介いただきました、北海道環境生活部環境室長の田中でございます。

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議の開催に当たりまして、委員の皆様、近隣市といたしまして、伊達市さん、登別市さん、また、オブザーバーとして、環境省さん、日本環境安全事業株式会社さん、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

また、監視円卓会議の設置に当たりまして、委員の皆様には、委員就任に御承諾いただき、重ねてお礼申し上げます。

PCB 廃棄物処理につきましては、全国的に拠点の広域処理施設の整備が進められ、北九州では昨年 12 月から、豊田事業が本年 8 月から処理が始まったと聞いております。また、東京事業がこの後、11 月から処理をはじめるということで、現在、試運転を進めていると聞いております。このような中で、北海道事業としては、ここ室蘭市において、日本環境安全事業株式会社が、平成 19 年秋の事業開始に向け、施設的设计など、手続きが進められているところです。

PCB 廃棄物処理事業が安全に進められるためには、処理事業に係る様々な情報を、住民を含めた関係者が共有し、相互の理解を深めていく双方向のリスクコミュニケーションが重要です。

この監視円卓会議におきまして、皆様に処理事業に係る情報を提供・公開し、皆様から御意見をいただくことにより、安全で确实かつ適正な処理事業が進められるものと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

【司会（島崎課長）】 続きまして、室蘭市、寺島助役から御挨拶申し上げます。

【寺島助役】 皆様こんにちは。室蘭市助役の寺島でございます。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり、PCBの廃棄物処理事業につきましては、去る、3月24日にJESCOさんによりまず処理施設設置工事にかかる入札が行われ、契約業者や処理方式等が決定されております。また、昨年11月には、本事業に関する、処理対象区域であります15県との交流を目的とした、地域経済交流促進協議会が、そして、4月には、本事業の推進に関し、地元企業の活用に向けた組織として、室蘭協力会が、相次いで発足するなど、PCB廃棄物処理事業の受け入れに向けた取組が、地域全体としての広がりを保ちながら、着実に進んでいるものと感じております。

一方、PCB廃棄物処理事業における安全性の確保や、市民の皆様に対する情報の公開は事業を進める前提といたしまして、最も大切なもののひとつと認識している部分でございます。市としましても、PCB廃棄物処理に関します、各種委員会や15県との広域協議会などに参画して、安全性の確保などについての議論をさせていただいてきたところですが、本監視円卓会議は、北海道事業といたしまして、学識経験者の方によりまず専門的知見からの御意見、地域団体の代表者の方々、加えまして、公募で選出されました道民の皆様からの貴重な御意見をいただく重要な場であると考えております。

今後、監視円卓会議では、PCB処理施設の建設、操業、収集運搬、モニタリングや情報公開などにつきまして、様々な角度から御議論をいただくことと思いますが、今後、この監視円卓会議が、一層の安全性の確保と道民の理解増進に寄与されますことを御期待申し上げまして、第1回の会議開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【司会(島崎課長)】 寺島助役におかれましては、公務の都合によりまして、ここで退席させていただきます。

それでは、委員の皆様をご紹介いたします。

(各委員、伊達市、登別市、環境省、日本環境安全事業(株)、事務局紹介)

《委員長選出》

【司会(島崎課長)】 それでは、本監視円卓会議は、本日が第1回となりますので、委員長を選出したいと思います。

お手元の資料、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領」をご覧ください。本監視円卓会議の委員長につきましては、設置要領第4条に基づきまして、委員の互選により選出することになっております。委員長の選出をお諮りします。いかが取り計らいますか。

【委員】 委員の互選ということですが、全道的な広い視点といったことから、北海道大学公共政策大学院特任教授でいらっしゃる、眞柄先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【司会(島崎課長)】 ただ今熊谷委員より、眞柄委員とのお話がありましたが、皆様いかがでしょうか。

【一同】 異議なし

【司会（島崎課長）】 それでは、委員長について、眞柄先生、よろしくお願いいたします。

（眞柄委員、委員長席に移動）

【司会（島崎課長）】 それでは、以降の進行につきまして、眞柄委員長、よろしくお願いいたします。

《委員長挨拶》

【委員長】 大変重たい役を、皆様方の御推薦によりまして引き受けることとなりました。

PCB のことに関して申しますと、昭和 47 年に環境基準ができたときの、環境データを、そのころ科学技術庁でしたが、各省の研究者が集まってデータを作成した時に参加しました。そういったことから考えますと、随分時代は変わったなという気がいたしますが、PCB を適正に処理・処分するということは、これは国際的な約束事であり、炭酸ガスの排出削減と同じように、地球全体の環境を守るために非常に重要な仕事であると認識しております。

そのような意味で、室蘭市で、北海道と東北地域などの PCB を処理するための事業が行われることになったということは、大変重要なことだと思っております。しかも、PCB につきましては、今申し上げましたように、具体的に一斉に処理、処分することが決められているように、その処理・処分に関しても、関係者の方々が安心して事業をみていられるようにすることが大変重要なことと思っております。それには、情報の公開ということも必要ですが、情報を公開しただけでは、一方通行になってしまうわけで、関係者の方々が一同に集まって、その情報をじっくりお互いに議論しあって、そのうえで市民、道民と共有して、事業がまさに適正に行われているということを確認することが非常に重要なことです。そういう意味で、この円卓会議を設置したうえで、後ほど事務局から御紹介があると思いますが、PCB 廃棄物処理に係るいろいろな問題を一緒に考え、必要に応じて、道を通して、事業者に見解を出していくといったように進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。議事に入ります前に、先ほどの設置要領にありますように、副委員長を指名できるとされております。私は札幌ですので、副委員長には、是非、地元詳しい方になっていただきたいと思いますので、室蘭工業大学の吉田先生にお願いしたいと思います。吉田先生、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

はじめに、配布資料の確認について、事務局からお願いします。

【事務局】 本日の配布資料について確認します。

（議事次第により、資料及び参考資料について確認）

《議事》

【委員長】 それでは、最初の議事ですが、「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議について」、まず室蘭市から説明願います。

《議事 1「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議について」》

室蘭市（資料 1）説明

【事務局】 室蘭市より、本市における PCB 廃棄物処理に関する取組の経過について御説明いたします。

資料 1 を御参照ください。本市におけます PCB 廃棄物処理に関する経過を抜粋したもので御紹介したいと思います。まず、平成 14 年 5 月、PCB 廃棄物広域処理事業の受け入れを北海道に要望し、本市として、その 12 月に PCB 廃棄物処理施設に対する室蘭市の考え方の基本、また、処理事業の指針となります「基本的な考え方」を取りまとめたところです。

平成 15 年 2 月には、北海道内を処理計画の区域とする、旧・環境事業団による北海道 PCB 廃棄物処理事業の事業実施計画が、本市で処理を行うということについて、環境省から認可されました。

本市で PCB 廃棄物処理事業が実施されることを受けて、8 月に室蘭市 PCB 廃棄物処理事業監視市民委員会の第 1 回を開催し、委員会としては 2 回、9 月の第 2 回と、12 月に説明会を開催したところです。11 月には、環境省から、東北など 15 県の受入処理などに関する処理対象地域の拡大要請がありました。この要請を受け、多くの住民の方々の御意見、専門家の方々の御意見、市の議会論議などを踏まえ、道と連携し、検討を重ねたところです。それにより、拡大された場合でも、安全性が確保されると判断でき、また、拡大されることにより、道内の PCB 廃棄物の早期処理につながり、日本全体の環境保全にも貢献できるということから、受け入れを表明し、平成 16 年 3 月に、その受け入れが決定されたところです。

この流れによりまして、平成 15 年 8 月に設置しておりました、室蘭市の PCB 廃棄物処理事業監視市民委員会につきまして、当時、この委員会につきましては、室蘭工業大学の学識者の方 3 名のほか、地域、市民、団体の代表者の方、公募委員の方などで委員を構成し、事務局を室蘭市ということで持たせていただいていたところです。こちらは、今御説明しましたとおり、この事業地域が 15 県を含めて拡大されたこと、広域的な収集運搬や、事業の前提条件の変更により、一層の安全性を考慮した処理事業の推進を図ることが必要になったことから、この市民委員会の構成メンバーをベースとして、メンバーを拡充させていただいた形で、北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議として、これからも御審議をしていただくということで設置いたしました。

【委員長】 それでは引き続き、北海道から説明願います。

《北海道（資料 2）説明》

【事務局】 北海道から、この監視円卓会議について、御説明いたします。

資料 2 をご覧ください。最初にこの監視円卓会議の目的ですが、日本環境安全事業株式会社が、室蘭市において行う PCB 廃棄物処理事業を監視し、広く道民に情報提供することにより、確実かつ適正な PCB 廃棄物処理を推進するため、北海道と室蘭市が協力して、この監視円卓会議を設置するものです。平成 17 年 7 月に、北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領を定めております。これにつきましては、次のページ以降に添付しております。

監視円卓会議の構成についてですが、会議は、学識経験者、各種団体の代表者、公募委員の委

員15名以内で構成するとしており、学識経験者3名、関係団体から7名、7月に募集をして決定した公募により選ばれた委員、5名の計15名となっております。

任期につきましては、委嘱した日の次の年度の年度末、平成19年3月31日までとしております。

近隣市町村として、設置要領の第6条で、伊達市と登別市から意見を伺うということで、両市から出席をお願いしております。

また、オブザーバーとして、環境省、運輸局、事業者であります日本環境安全事業株式会社、消防関係機関などに、必要に応じて出席を求めることとしております。

開催頻度につきましては、年4回程度を予定しております。今年度は、本日が第1回目ということもありまして、3回程度となろうかと考えております。

監視円卓会議の役割ですが、処理事業は、各種法律に基づいて進められることとなりますが、何か疑問点があれば、それぞれその法律の所管するところに道民の方は意見を言っていたくこととなろうかと思っておりますが、この監視円卓会議におきましては、事業者であります日本環境安全事業株式会社、収集運搬業者などから、事業の状況等の説明を受け、その内容について確認を行いながら、次の事項について監視を行うとしております。

監視事項につきましては、PCB 廃棄物処理施設の整備、操業に関する事項。PCB 廃棄物等の収集運搬及び運行管理に関する事項。PCB 処理事業における環境モニタリングに関する事項。この事業は、情報を広く公開していくということで、PCB 処理事業における情報公開に関する事項。その他、安全の確保及び生活環境の保全に関する事項。これらについて、監視を行っていくこととしております。

活動状況の公開についてですが、設置要領の第8条にありますとおり、監視円卓会議の活動状況に関する情報について広く公開するとしております。したがって、会議は公開するとしております。また、会議で、話し合われた内容については、事務局で整理をしたうえで、北海道や室蘭市のホームページなどで公表していくこととしております。

また、処理施設への立入及び書類等の閲覧についてですが、設置要領第9条で、この会議は必要に応じて、この監視事項に関して、日本環境安全事業株式会社の立会のもと、施設への立ち入り、また、保有する関係書類の閲覧をすることができるとしてあります。

また、意見の提出についてですが、第10条で監視円卓会議は、監視事項に関して意見を提出することができるとしてあります。北海道と室蘭市が事務局なのですが、意見については、北海道に対して、原則として書面で提出していただくとしてあります。また、北海道は、この意見に対して、室蘭市と協力して適切に対応するとともに、その内容について、監視円卓会議に回答していくこととしてあります。

以上、監視円卓会議の内容についての御説明といたします。

【委員長】 ただ今、室蘭市から、これまでの経緯と、北海道から監視円卓会議について説明がありました。これらの内容に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

【委員】 設置要領の第8条のなかで、「その活動状況に関する情報を道民に対し公開する」としてあり、説明では、ホームページ等により公開するとありましたが、例えば「円卓会議だより」

のようなものを作成する考えはないのでしょうか。

その前に、単純な質問ですが、他の事業では、「監視委員会」と名付けられていますが、「円卓」とした理由は何か意味があるのでしょうか。

【委員長】 まずはじめの、ホームページ等としているが、インターネットにアクセスできないなどの状況にある方々に対して、情報をどのように提供していくのかということについてですが、これについてはいかがですか。

【事務局】 会議の内容につきましては、室蘭市を中心に、会議内容をまとめて、町内での回覧などを検討しています。

【委員長】 本日は四角いテーブルで、円卓ではありませんが、まあ、形だけの意味ではなくて、「円卓」の意味は何でしょうか。

【事務局】 円卓会議については、学識経験者、各種団体代表者などが一同に会して、忌憚のない御意見を交わしていただくということから、一般的な意味での「円卓会議」としました。

【委員】 活動状況の公開について、要領では、傍聴等については記載されていないがどうか。それから、第9条に、「その活動の範囲内において必要があると認めるとき」とあるが、「第2条第1項各号に掲げる事項」としても良いのに、わざわざこう書かなければならない理由は何があるのか。北九州、豊田においても同じような委員会がありますが、そちらの規定はどうなっているのか伺いたい。

【委員長】 まず、傍聴について、特に要領には記載がありませんが、それについてはいかがでしょうか。

【事務局】 設置要領のなかでは、特に明記しておりませんが、基本的な姿勢として会議は公開で実施することとしておりますので、傍聴についても可能です。

また、本日も傍聴の方が何人かいらっしゃいますけれども、設置要領とは別に、傍聴される方に対しまして、「傍聴要領」をお配りしております。

【委員長】 第9条の「その活動において必要があると認める時」とわざわざ記載する理由は何かということについてはいかがでしょうか。

【事務局】 確かに監視円卓会議の監視事項は、第2条第1項各号に定める内容なのですが、この事項について「必要があると認める時は」として、範囲を狭めたわけではありませんが、あくまでも内容を精査しての立入、閲覧となりますので、「必要があると認める時は」と記載しております。

【委員長】 この監視円卓会議において、関係者が議論したそのうえで、やはり、立入や閲覧が必要だとするのですから、議論をしたうえで、必要性の判断をしていただきたいといった意味と解しますが、よろしいでしょうか。

【事務局】 補足いたしますが、北九州や豊田において、先行して事業が開始されておりますが、そちらの監視委員会においても同様の記載がされております。

【委員長】 そういことですので、この要領に基づきまして、進めるということにしたいと思っております。第12条でこの要領に定めるもののほか、その他必要な事項は委員長が定めるとしておりますので、委員長は、みなさんの御意見によっては、この監視円卓会議のなかでその他事項について決定しながら会議の進行をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

【委員】 この監視円卓会議における予算状況はどうなっているのか伺いたい。

前の室蘭市の室蘭市監視市民委員会においては、予算がないという状況でした。北海道も厳しい状況は変わらないのかもしれませんが、北九州や豊田では、例えば豊田では、平成16年の第1回の監視委員会を北九州で実施している。北九州においては、2回ほど、東京などに視察に出向いている。

その成果を、市民の方々に「こんなにきちんと安全に実施しているのだから大丈夫です」といったことを報告書によって提供している。これも非常に大切ではないかと考えますので、そのような方向での検討をしていただきたい。

2点目として、情報の提供についてですが、「たより」的なもの。北九州では「監視委員会だより」として既に11回ほど発行しているのですが、これもやはり必要であるので、是非発行していただきたい。

【委員長】 具体的な監視円卓会議としての状況ですが、お金がないと動けないわけですが、そのことに関していかがでしょうか。

【事務局】 監視円卓会議の予算についてですが、道財政につきましても非常に厳しい状況なのですが、前身の市の監視市民委員会を踏まえて設置しているという経過もあり、他の事業視察等の予算は、現在はもっておりません。他の先行事業の情報につきましては、全国の広域処理施設については、すべて日本環境安全事業株式会社が実施しておりますので、ビデオなどの資料により、情報を提供することにより対応していきたいと現在は考えております。

【委員長】 今年度はそういった状況のようですが、来年度はまた新たに予算をたてられると思っておりますので、先ほど、委員の任期は19年3月までとありましたが、建設から、操業までにかけての段階となりますので、そういった意味では、他の事業がどういった状況で進められているのか、北海道の場合には、長距離輸送の問題もありますので、北海道での事業については、この円卓会議でも議論をしていかなければならないところです。その際に必要な情報については、ビデ

オなども有効なメディアであることは確かなのですが、昔から、「百聞は一見にしかず」とも言われておりますので、事務局で、委員全員とはいかないまでも、必要に応じて先進的な施設を見に行けるような機会をつくって頂けるよう、検討していただきたい。必ずしろとは申しません、努力をしてください。

あるいは、私のように、全国を飛び回っている者や、委員の方々も、いろいろな形で東京やその他の地域に行かれた際に、日本環境安全事業株式会社にお話をして、施設を見せて頂けるような機会をつくるなど、あらゆる方法があると思いますので、検討をお願いします。

【委員】 会議の公開について、北海道及び室蘭市のホームページにより「議事内容」を公表するとしているが、要約版では内容がよく見えない。室蘭市の環境基本条例に関する委員会では、議事録を公開しています。これは、誰が読んでも、一人ひとりの発言や考え方がわかるものです。ここでの議論について、正確な「議事録」として公開していただきたいと考え、提案します。

第2条の監視事項について、PCBの処理事業に関すると言われておりますが、運ぶという問題にも関係しますが、現在の保管・管理に関する内容について、この円卓会議は関われないのでしょうか。もし、関われないとすれば、責任は環境省と道にあるのですから、それらの内容について、この監視円卓会議に対して情報提供していただくことを要望します。

【委員長】 議事録での公開については、いかがでしょうか。

【事務局】 基本的には「議事録」により公表していきたいと考えております。

【委員長】 議事録で公表するということですが、委員の名前を附して公開するか、委員が特定できないような形で公開するかは、みなさんにお諮りして決定したいと思います。

各都道府県のPCBの管理状況について、この円卓会議に報告をしていただけるかということですが、北海道のことは北海道、他県につきましては環境省ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 北海道でのPCBの現在の保管状況については、特措法にも定められておりますことから、北海道においても把握しております。もちろん、この内容につきましても、必要に応じて監視円卓会議に情報提供していきたいと考えております。15県につきましても、広域協議会のなかで協議し、この情報につきましても円卓会議に提供していきたいと考えております。

【委員長】 他に御意見がなければ次の議題に入りたいと思います。

先ほどから、室蘭における取組などの御説明もありましたので、できるだけポイントを絞って、御説明いただければと思います。

《議事2「PCB廃棄物処理の背景と経過について」》

環境省（資料3）説明

【環境省】 資料3に基づきまして、説明させていただきます。

1 ページですが、PCB とは、ということで示しておりますけれども、もう皆様ご存じのことと思いますので、省略させていただきます。

続きまして2 ページの PCB 問題の経緯について御説明いたします。PCB は昭和4年から世界で生産が開始されております。国内では、昭和29年から鐘淵化学工業で生産が開始されました。その後、昭和43年に、カネミ油症事件が発生し、社会問題となりました。生産量としては、5万9千トンであり、国内での使用は約5万4千トンとなっております。

昭和49年には、PCB の製造、輸入、使用の原則禁止をする法律が制定され施行されています。

昭和51年に、PCB 廃棄物の処理方法として、1100 での高温焼却法を規定しました。このような方法を規定しましたが、唯一、その10年後の昭和62年から平成元年にかけて、鐘淵化学工業が自社において保管していた液状の PCB、約5500 トンを、国内で初めて、PCB 廃棄物の処理として高温焼却を実施しました。

平成4年には、廃棄物処理法を改正し、生活環境に係る被害が生じる可能性のあるものを特別管理廃棄物として、この中に PCB を位置づけております。

平成10年には、PCB の処理方法について、化学分解による方法を追加しています。この化学分解による処理方法を追加することにより、翌年あたりから、大手工場が自社で所有する PCB を化学分解により、処理し始めております。

平成13年には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が採択されました。PCB、DDT 等は、難分解性であって長距離移動性があります。長距離移動性というのは、御承知のとおり、エスキモーから PCB が検出されるなど、使っているはずのない地域から PCB が検出されることです。また、蓄積性もあるということで、PCB、DDT 等12物質の製造、使用を禁止しようという条約を92カ国において署名し、採択されました。これについては、平成16年5月に発効しております。条約の内容としては、2025年である平成37年までに POPs を使用中止し、2028年である平成40年に処理を終了する内容となっております。

同じ年の平成13年には、PCB 廃棄物を処理するために、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を制定するとともに、環境事業団法の一部を改正しております。

平成15年には、今申し上げました PCB 廃棄物特別措置法に基づく PCB 廃棄物処理計画を告示し、平成16年には、日本環境安全事業株式会社が発足しております。

続きまして、3 ページですが、先ほど平成10年に焼却以外の化学処理方法について規定したと申し上げましたが、これにつきましては、国において、PCB 等処理技術調査検討委員会を設置し、この委員会において、企業等から提案された新しい PCB 廃棄物処理技術を審査、検討、評価し、それが PCB 廃棄物を確実に分解処理できるものと認められれば、それを化学処理の方法として法律に載せることとしております。そのような評価を受けた技術が、脱塩素化分解から水熱酸分解、還元熱化学分解などです。現在まで、7つの方法が PCB 廃棄物の科学的処理の方法として規定されております。2つほど御紹介いたしますと、脱塩素化分解というのは、PCB は構造上、塩素がベンゼン環に付いているわけですが、塩素をアルカリ剤を用いて引き離す方法です。水熱酸分解というのは、超臨界状態の高温・高圧にした水の中に PCB そのものを入れて、ベンゼン環の構造そのものを分解してしまうという技術です。

続きまして4 ページです。PCB 問題に関する背景ですが、PCB による環境汚染が進行しています。先ほど、POPs のお話をしましたが、PCB は残留性があり、PCB を使っていないような

土地からも PCB が検出される状況にあります。

長期保管による紛失の発生についてですが、最大 30 年間の長期保管が行われ、平成 10 年の調査では、1.1 万台もの高圧トランス・コンデンサが紛失、不明になっているという現状が判明しました。また、国際的にも取組が必要な状況になっており、先進国の中でも PCB の処理を行っていなかったのは日本だけという状況でした。EU においては、PCB を 2010 年までに処理を完了するという方針を作っております。このような背景から、我が国においても、PCB を早期に処理していかなければならないということから、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を平成 13 年に制定したところです。

法律を策定すると同時に、PCB 処理を国策の一つとして位置づける必要がありますので、環境事業団法の一部を改正し、PCB を処理する体制を整備したところです。

5 ページは、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系について示したものです。

事業者の行うべきこととして、PCB 廃棄物の保管の届出を行い、期間内での処分として、平成 28 年 7 月までに、自分の持っている PCB を処理しなければならないことが規定されております。国・都道府県につきましては、PCB 廃棄物を適正に処理するために、国においては基本計画を、そして都道府県においては処理計画を策定し、計画的に処理を推進していきます。PCB 製造者については、製造者の責務として、基金への出えん等の協力ということで、PCB を適正に処理するための基金の創設に協力していただくこととしております。このような特措法の体系の中で、向かうところの目的は、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するということです。

6 ページは、法律において、国は基本計画を作らなければならないとされておりますので、その内容を示したものです。

基本計画には、大きく 3 つの柱が書かれております。

一つめは、PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みを算定して載せております。

二つめの柱としては、適正な処理を確保するための体制に関する事項ということで、保管事業者、収集運搬、処理施設の整備の方針、日本環境安全事業株式会社による処理体制の整備の方向、このような体制の整備に関する事項を、二つめの柱として載せております。三つめとしては、適正な処理の推進に関し必要な事項として、情報を公開していくことと、技術開発を推進することを載せております。これら大きな 3 つの柱を基本計画では定めており、広域的な処理の実施体制の仕組みや、安全性確保のための施策等の基本的な計画を定めたものとなっております。

次に 7 ページです。日本環境安全事業株式会社の設立についてですが、国においては、特殊法人改革ということで、地方・民間との役割分担と、効率的な事業を実施していくことを目的に、環境省が所管していた 2 つの特殊法人である公害健康被害補償予防協会と環境事業団を、1 独立行政法人、1 特殊法人化しました。PCB 処理については公的に確実にを行う必要があり、かつ収入を得て実施が可能な業務であることから、これは、特殊会社が実施するという基本方針に則り、日本環境安全事業株式会社において PCB 廃棄物処理事業を実施することとし、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

資料 8 ページになります。

日本環境安全事業株式会社で行う処理事業区域の区分けを示したものです。北九州においては、沖縄、九州、中国、四国の 17 県の処理を北九州事業で実施します。大阪は、近畿の 2 府 4 県。

豊田事業につきましては、東海4県。東京事業は、南関東の1都3県。東北、甲信越、北関東、北陸、そして北海道については、室蘭市での北海道事業で行うこととなっております。

次のページに JESCO の各事業の細かな一覧を載せております。全部で5事業ありますが、PCB 処理量、予定処理量としては、結果的にどこも4千トンくらいの処理量になる見込みです。施設の処理能力につきましても、処理量がほぼ同じですので、いずれも、一日あたり PCB 量としては2トンとなる予定です。

資料10ページです。

日本環境安全事業株式会社の事業運営についてのスキームを示しています。お金の流れも含めて示しております。国においては、施設整備費補助として補助をします。国と都道府県においては、拠出という形で、毎年、国20億円、都道府県20億円、合計40億円を PCB 廃棄物処理基金に積み立てております。これは、日本環境安全事業株式会社に助成するという形になります。また、PCB 保管事業者からの処理料金が、日本環境安全事業株式会社の収入となります。これらをあわせて、処理施設の設置、処理事業の実施を行うこととなります。

次に資料11ページです。

PCB 廃棄物を適正に処理していくための体制として、広域協議会を設置し、ここでは、この事業区域の収集運搬の方法について、例えば北海道事業につきましては、1道15県の非常に広い区域になりますので、広い区域での安全な収集運搬のあり方、どういう方法があるのかといったところを広域協議会の中で協議しています。都道府県においては、PCB 廃棄物の運搬等を含めて、その処理によって、生活環境に被害が生じないよう事業者等への指導を行うこととしております。

国においては、日本環境安全事業株式会社の指導や、国の収集運搬ガイドラインの作成など、全国的な規制を行うこととしております。

また、日本環境安全事業株式会社においては、拠点的広域処理施設の設置、安全かつ効率的な処理の実施というように、それぞれが役割をもって、PCB 廃棄物の適正な処理を推進していくとしております。

資料12ページです。

北海道事業、北九州事業については、非常に広域に渡ることから、PCB が、長距離移動することについて、非常に慎重にしなければならないところです。

そういったことから、国において、学識経験者や、関係省庁など関係者が集まり、平成13年から14年にかけて、PCB 収集運搬技術調査検討委員会を開催しました。ここでの検討結果として、PCB 廃棄物収集運搬ガイドラインを平成16年3月にまとめております。このガイドラインは、PCB の環境中への漏洩や流出の防止を一番に考えており、その内容は、収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な方法や留意事項を具体的に示したものとなっております。このガイドラインによって、安全な収集運搬の体制が図られるものと考えております。

最後に、13ページになりますが、これは実際の収集運搬を図式的に示したものになります。

保管事業者からは、収集運搬業者に積み込みを行うこととなりますが、積み込みにおいては、積み込むところの都道府県の許可が必要となります。積み込まれた PCB 廃棄物は、運搬されますが、運搬においては、廃棄物処理法の収集運搬の基準がかかってきます。収集運搬の基準は具体的に収集運搬ガイドラインによって、基準を遵守するための方法を示しております。そのガイドラインに沿った運搬をすることによって、また、最後の積み下ろしのところでは、その都道府県、

北海道であれば、道庁の許可が必要となりますし、なおかつ、日本環境安全事業株式会社においても、厳しい受入基準を定めておりますので、その受入基準に合致するような収集運搬業者しか搬入することができないこととなります。これらによりまして、収集運搬の体制につきましても安全を確保する体制を構築しているところです。

【委員長】 PCB 廃棄物処理の背景と経過について、環境省から説明がありましたが、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

【委員】 9 ページの「PCB 廃棄物処理事業一覧」のなかで、北九州の事業が先行して行われているのですが、聞くところによりますと、試運転段階で施設に異常が発生して、手直し工事が行われたと聞いているのですが、北九州の状況をお知らせ願いたい。

【委員長】 それについては、JESCO さんからお願いします。

【JESCO】 北九州の施設ですが、昨年12月に操業を開始いたしました。

操業以前に試運転を行いまして、安全、確実に処理ができる、環境への影響についても問題が無いことを確認しました。その時点で明らかになったことは、処理に、思ったよりも時間がかかるということがありました。

私どもの会社は、日本全国の PCB を平成28年までに処理をし終わるということですので、処理に時間がかかるということは、処理ができる量が当初より少なくなり、それにより、期限までに処理が終わらないことになってしまいますので、その部分について改良を行い、現在は、当初予定どおりの処理ができるようになっております。

【委員】 10 ページ、「PCB 廃棄物処理体制のスキーム」の一番右側に、PCB 保管事業者との記載があり、処理料金との記載がありますが、これは、事業者が、何%かのお金を払わなければならないということなのでしょうか。

それから、北九州事業では、812億円の税金が投入されたと聞いておりますが、北海道事業については、どれくらいの税金が投入されることになるのでしょうか。

【環境省】 基本的に、示されている処理料金を支払うこととなりますが、中小企業者の方については、7割補助することとされており、事業者は3割の負担ということになります。

【委員長】 原則的には、電力会社のように大企業の方は、示されている処理料金を全額支払うことになるが、中小企業者については、3割の負担で、残りは補助されるということになります。それから、工事費のことについては、実際にまだ決まっておきませんので、どうなるかはわからないと思いますが、次の「北海道における取組の経過」のところで説明いただくこととして、他に、何かございませんでしょうか。

【委員】 北九州事業で、処理に時間がかかるということが明らかになったということでしたが、

その原因は、何だったのでしょうか。

【JESCO】 PCB 廃棄物ですが、現在処理をしているのは、トランス、コンデンサなのですが、新たな製造が禁止され、使用中の物や廃棄物として現在保管しているものは、30年以上にわたって保管されてきております。トランス・コンデンサの中に、PCBが入った状態で保管されてきております。トランス・コンデンサの中には、鉄心、コイルといったような金属、紙、木などが中に含まれております。金属については、PCBはあまり染み込まないのですが、紙や木については、PCBが染み込んでいきます。北九州では、細かく裁断して、PCBが良く溶ける溶剤で洗浄するのですが、長い間保管され、染み込んだものですので、実際にやってみると、想像以上に時間がかかったということです。

【委員】 北海道において、15県のPCB廃棄物も処理をするということですが、収集運搬経路や運搬機関はどうなっているのか伺いたい。

【委員長】 北海道に関係することについての質問ですので、ここで、環境省への説明に対する質問はこのあたりといたしまして、次の北海道からの関係部分の説明をいただいて、今の質問に対しても、説明の中で、もし可能であればお願いしたいと思いますが、質問を受けていきたいと思っております。

では、北海道における取組の経過について、説明願います。

《議事3「北海道における取組の経過について」》

事務局（資料4、資料5）説明

【事務局】 それでは、北海道における取組の経過について説明いたします。

資料4をご覧ください。これらにつきましては、環境省からも説明がありましたので、細かいところは省かせていただきます。

北海道の取組の経過としましては、平成15年に環境省がこの室蘭市において北海道分の処理をするということについて認可されました。その後、国のPCB廃棄物処理基本計画、道の処理計画を策定しております。平成15年11月に、東北、甲信越、北関東、北陸の15県において、施設の設置が困難な状況にあるということから、この15県について、北海道事業として対象地域を拡大して欲しいという要請を受けております。このことにつきまして、議会での議論や説明会の開催等をいたしまして、平成16年3月に、北海道として15県分の受入を受託したところです。

平成17年3月に、先に策定しておりました北海道PCB廃棄物処理計画を、15県分を含めて拡大したものに变更しております。北海道のPCB廃棄物処理計画についてですが、2ページをご覧ください。法律の枠組みとしては、廃棄物処理法とPCB廃棄物特措法があり、PCB廃棄物処理計画は、特措法に位置づけられている計画です。

北海道PCB廃棄物処理計画のポイントとしていくつか示しております。PCB廃棄物処理計画全文につきましては、本日参考資料として配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

基本原則として、北海道及び15県に存在するすべてのPCBを平成26年度末までに処理をす

る。室蘭市内に設置が予定されている広域処理施設で処理をする。広域施設整備の事業主体は、日本環境安全事業株式会社であり、処理方式は、化学処理方式とする。安全性の確保を第一として事業を実施する。環境監視や情報の提供について、総合的な取組を行い、住民の安心を確保する。北海道及び15県に適した収集運搬の体制を整備する。これらを基本原則としております。

資料4ページ。PCB廃棄物の保管状況については、特措法に基づいて、都道府県に届け出ることとなっております。届出の内容としましては、トランス何台といった形で、PCB量での報告ではなく、保管事業者がトランス等を何台持っているかという報告になります。

これらを集計したものが、こちらの資料になります。この中で、北海道事業におけますPCBの処理見込み量は、ここでいう保管量と発生量。発生量は、現在まだトランス・コンデンサについても使用中の物があります。これは排出されたときには処理しなければなりませんので、これらを合計したもから推計し、約4千トンのPCBを処理しなければならないとしております。

PCB廃棄物の収集運搬・処分に関する年次計画ですが、道の計画では、15県の分も含めまして、平成26年度末までに全部処理をするとしております。道内分については、24年度までに処理を実施することを基本としております。さらにその道内についても3ブロックに分けて処理をしていこう、ということの基本としております。また、室蘭市及び近郊に保管しているPCBについては、優先的に処理をするという考えでおります。

資料6ページになります。処理体制確保のための方策として、適正保管のための方策。保管状況のデータベースの整備をしていきます。適正な収集運搬のための方策として、先ほどからも話題になっておりますが、道内そして15県からの、かなり広域での運搬ということになるわけですが、まず、北海道の中については、仮称ですけれども、北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領の作成を検討していきたい。もちろん、15県からのものにつきましても、道内を運搬されることとなりますので、この実務要領にしたがって行っていく。また、GPSを利用した位置確認システムを導入した収集運搬時の運行管理システムの構築。15県と連携した収集運搬状況の監視指導及び緊急時の対応など、適正な収集運搬のための方策について、15県と私どもで広域協議会を設置しておりますので、この中で協議しながら、これから検討することとしております。

本州のものが北海道に入ってくるということで申しますと、その手段としては、重量的にも飛行機ということは物理的に難しいと考えており、フェリーなどの貨物船、または青函トンネルを利用しての鉄道による運送が考えられますが、それらの安全性について、これから関係機関と検討していくこととしております。

資料7ページ。処理事業の安全性を確保するための方策として、北海道、室蘭市と協力して、各種委員会を設置しております。まず、廃棄物処理法に基づきまして、事業の処理施設は法に基づく許可が必要になりますが、安全性などの技術審査を行う、廃棄物処理施設専門委員会を北海道で設置しております。

また、日本環境安全事業株式会社は、事業者として、処理技術方式や、施設の安全対策の専門的検討を行うためとして、PCB処理事業検討委員会北海道事業部会を設置しているものです。

先ほども少しお話いたしました、15県と北海道との協議調整の場として、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会を設置しております。

また、処理事業の推進に関して専門的見地からの意見を求めるもの、今回はPCB廃棄物処理計画の変更にあたりましていろいろと御意見を伺っております、北海道PCB廃棄物処理計画委員

会を設置しております。

また、施設の安全な運転や環境の監視を行うとして、本日の北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議について北海道と室蘭市が協力して設置しております。

後ほど説明いたしますが、道と室蘭市、そして日本環境安全事業株式会社との環境保全協定の締結についても、この処理計画のなかで謳っております。

環境監視など、環境保全対策につきましては、環境モニタリング計画を策定することとしております。

情報公開と住民理解に係る方策として、この監視円卓会議も情報公開のひとつですが、さらに、事業者側が設置を検討しております（仮称）PCB 処理情報センターを活用した情報公開システムの整備をしていきますが、このことについては、後ほど、JESCO から説明があると思います。

最後に、資料 8 ページですが、先ほど説明いたしました各種委員会等につきまして、一覧表として載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、協定の関係につきまして、御説明いたします。

【事務局】 議事の 3、北海道の取組の経過ということで御説明しておりますが、その中で、環境保全協定について御説明したところですが、資料 5 に基づきまして、環境保全協定について若干補足説明させていただきます。

この協定の名称ですが、北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定としております。現在、室蘭市と日本環境安全事業株式会社と協議を行っているところです。

施設の概要が明らかになってまいりましたので、それ以降、3 者で細かい内容について、道及び市から、厳しい条件を提示しておりますが、そのことに対して JESCO においても真摯に取り組んでいただき、ある程度概要的なものがまとまってまいりましたので御説明したいと思います。

まず、趣旨としては、処理事業の安全性や環境保全の実行性をより確実なものにするということで締結するものです。

二つめとして、協定の当事者ですが、北海道、室蘭市、JESCO の 3 者としております。

三つめとして、協定の根拠ですが、まずは、環境大臣宛の、室蘭市からの PCB 廃棄物処理施設の立地についての受入条件的なものが示されていること、このほかに、北海道の環境基本条例、また、北海道 PCB 廃棄物処理計画、この中でも、関係機関の責務と役割として記載しております。

四つめとして、協定の概要について御説明いたしますが、これにつきましては、表裏にわたって（1）から（13）までの項目にわたって記載しております。特徴的な部分について、アンダーラインを引いており、その部分について御説明いたします。

まず（4）公害等防止対策というところですが、大気や水質について、法令による規制より厳しい排出管理目標値を設定したいとして進めております。これは、排出基準のないものには、排出基準を導入し、排出基準のあるものについては、さらに厳しく、2分の1、10分の1といった厳しい値でお願いしており、その達成に努めていくということとしております。

（8）運転の停止及び再開、（9）事故発生時等の措置として、緊急時や環境保全上支障があるとき、停止を含めた措置等について規定しようということです。また、措置を講じたり、停止の原因究明をしていただいて、道や市に報告をしていただくこととしておりますが、監視円卓会議に対しても報告することも盛り込むこととしております。

戻りますが、(7)環境モニタリングの実施と報告、さらに(10)で情報の公開を盛り込むこととしております。(7)では各種モニタリングと(10)では情報公開について規定しようとしているところですが、運転、排出、環境に関するモニタリングを実施していただきまして、その結果について、道や市に報告していただく。これらにつきましては、機会を捉えまして、監視円卓会議の中でも報告していくということを考えております。

また、この情報公開につきましても、積極的に公開していくと考えております。最後に、5として、監視円卓会議の関わりとしておりますが、その前に(6)北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議として、JESCO は、北海道及び室蘭市が設置する北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議の活動に協力することとする、という規定を盛り込むこととしておりますが、この他に、5の(1)から(3)にありますように、監視円卓会議では、JESCO から、これらの項目についての報告を受けることについて規定することとしております。これまでの3者の協議で、内容が詰まりつつありますが、来月の中旬以降になると思っておりますが、さらに協議を深めて、協定を締結するというところで考えております。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。先ほどの御質問についてですが、これから決定することですので、その段階で、監視円卓会議にはかられるということになるのかと思っております。

それから、コストをどのように負担するのかといったお話については、まだ、具体的にトータルコストがまだ解らない状況なので、総事業費に対しての費用負担内訳については、どこかの段階で、お示しいただけると考えていただきたいのですが、それによろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 それでは、これら以外に何かございますか。

【委員】 先ほどの、北九州事業における、木、紙に染み込んだ PCB について、溶剤で洗浄するとしておりましたが、その使用する溶剤は何なのか。また、そこからの PCB の回収率はどれくらいなのか。そして、最終的に処理を終えた木、紙等について、どのように処理をするのかお伺いしたい。

【委員長】 それらにつきましては、次の議題で JESCO さんからの説明がございますので、その段階で回答していただくことといたしまして、その他に何かございますか。

【委員】 道に対しての要望ですが、情報公開のあり方にも関係するのですが、私どもが、道における会議の議事録を入手する際、時間がかかる、お金がかかる等、大変なものです。資料の7ページに書かれております、「廃棄物処理施設専門委員会」、「PCB 処理事業検討委員会北海道事業部会」、「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」など、この事業に関係する委員会がいくつあるのですが、この議事録を監視円卓会議に資料として提出してほしい。これから開かれるものについても、随時公開してほしい。

市民にとっては、非常に重要な情報源であり、考える基礎となるものです。実際には、なかなか

か入手できないために、何もわからないまま進められてきているということもありますので、是非、これらを資料として提出してほしい。

【事務局】 議事録のあるもの、また、概要で作成しているもの等につきまして、整理して提出していきたいと思います。

ただ、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設専門委員会」につきましては、内容が事業者個別に審査をするということで、非公開とされておりますので、非公開とされているものにつきましてはご了承願います。

【委員】 それが一番大事なのですね。

【委員長】 ただ、私的所有権をもっている方が、その私的財産がこういった処理などに使えるかどうかといった内容を申請し、審査するというので、個人のプライバシーや損益に係ることから、一般的に非公開な訳ですが、ただ、結果については、こういうことが、こういう内容で提出があったという要点はお示しいただけるとと思いますので、それは提出いただければと思います。

【委員長】 それでは、まだいろいろと御議論もおありでしょうけれども、時間が押しておりますので、今日のいわば本題でもあります、北海道 PCB 廃棄物処理事業について、日本環境安全事業株式会社から御説明いただきたいと思います。それで、かなり重複している部分もありますので、北海道に特に関係する部分を中心にお願いいたします。

《議事 4 「北海道 PCB 廃棄物処理事業について」》

JESCO (資料 6 . 7) 説明

【JESCO】 日本環境安全事業株式会社の木村でございます。

お手元の「北海道 PCB 廃棄物処理事業について」と、「北海道 PCB 廃棄物処理施設生活環境影響調査書」についてご説明させていただきます。本日は、私どもに説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。まず、概略を説明させていただき、続いて、北海道の処理事業の内容につきまして、それから生活環境影響調査につきまして御説明したいと思います。

まず、資料の 2 ページについてですが、会社の事業概要についてですが、先ほどから説明がありましたので省略させていただきます。

昨年 4 月に設立されまして、国の全額出資による特殊会社として、従来環境事業団が実施していた PCB 廃棄物処理事業を承継して実施しております。事業の全体の仕組みを示させていただいております。5 つの施設で実施することとしており、基本的にこの仕組みのなかで実施することとさせていただいております。

左側に、都道府県、政令市とありますが、PCB を保管している事業者等に対する規制、指導がされており、保管事業者からは、PCB 特措法に基づく届出が、都道府県、政令市に対して提出されているという状況です。

私どもの会社は、処理施設を設置して処理事業を実施する。ということが役割です。それを実施するために、全国に 5 つの処理施設。それに対応するために、5 つの事業所を設置しておりま

す。処理施設については、一部、北海道を含め、これから設置するものを含んでおります。

先ほどの御質問にもありました、収集運搬であります。保管事業者が保管している PCB 廃棄物を処理施設に運ぶという事業ですが、ここにつきましては、収集運搬事業者が、都道府県、政令市から特別管理廃棄物であります PCB 廃棄物についての収集運搬の許可を得て実施するのですが、私どもでは、さらに地元の自治体の御指導をいただきながら、受入基準などを定め、その受入基準に合致する収集運搬事業者の運ぶ PCB 廃棄物のみを処理施設で受け入れるということとしております。その受入基準に合致するかどうかについて、事前に私どもで審査し、合致している事業者に対して入門許可を与えるということとさせていただくこととしております。

私どもの処理施設は、基本的に PCB を無害化する施設です。PCB を無害化したあとに、当然、紙や木、金属などの残渣が出てまいりますが、これらは、処理の終わった段階で国の定める卒業基準、これは PCB の汚染物であるとみなさなくて良いという基準で、日本の基準は世界の先進国からみても非常に厳しい値となっておりますが、この基準をクリアしたものを、私どもの施設から、適切な産業廃棄物処理業者や、リサイクル業者に払い出し、そこで適切に処理をしていただくこととなります。

この図の一番下、地元自治体、北海道事業では、室蘭市がここにあたりますが、私どもの事業を受け入れていただくにあたりまして、御検討いただいたうえで、受入の条件をお示しいただいております。それらを遵守しながら、事業を進めさせていただいております。

4 ページに、日本地図がでておりますが、先ほど環境省からも御説明がありましたので、省略させていただきます。

5 ページに、北海道を除く 4 つの事業の概要を示させていただいております。北九州が最初の事業であったということもあり、とりあえず、一日あたりの処理量 0.5 トンとした第一期施設を設置しており、今後、第二期施設の建設を行いまして、予定しております九州、四国 17 県の PCB 廃棄物処理を実施していくこととなります。

私どもの施設での処理対象ですが、高圧のトランス、コンデンサを中心としたものです。PCB の廃棄物としてはこれ以外に、PCB で汚れた汚泥であるとか、感圧複写紙であるとか他にもありますが、ここで予定しているのは、高圧トランス、コンデンサに含まれた PCB 廃棄物です。

6 ページに北海道事業の概要を示しております。

私どもが予定させていただいているのが、室蘭市仲町です。この事業で北海道と東北、北関東、甲信越、北陸、1 道 15 県に保管されている PCB 廃棄物の処理をすることと考えております。

PCB 分解量としては、1 日に 1.8 トンをみております。処理の開始時期ですが、遅くとも、平成 19 年 10 月から処理を開始させていただきたいと思っております。本年 3 月に処理方式を決定し、現在、施設設置許可の申請をさせていただいているところです。

この事業を請け負っている共同企業体ですが、新日鐵・日鋼・神鋼環境異工種建設工事という共同事業体で、このグループの代表者は新日本製鐵、構成員は、日本製鋼所、神鋼環境ソリューションというようになっております。

事業全体をマネジメントしていく会社ということで、この事業体の中で新日本製鐵がその役割を担い、総合エンジニアリングと呼んでおります。

これ以降については、北海道事業所長の油井から御説明いたします。

【JESCO】続いて、7 ページにあります、施設建設予定池について御紹介いたします。

処理施設4ヘクタールと書いてあります場所が、新日鐵室蘭製鐵所の構内、海から100m離れた場所に、台形状の土地があります。ここに処理施設の建設を予定しております。もう一カ所、処理情報センターという場所がありますが、ここは室蘭市の旧清掃工場がある土地で、現在解体撤去中となっております。その跡地に処理情報センターを建設する予定としております。

次のページをお願いします。

その二つの土地についての拡大図です。処理施設と情報センターの用地の間に、搬入路としておりますが、これが約500m、現在整備中です。この道路はPCB廃棄物運搬車両の搬入専用道路としての位置づけで、新日鐵の構内を通らずに、この専用道路でPCB廃棄物運搬車両は出入するということになります。

次のページが、事業予定地の航空写真です。続きまして、次のページ。施設の完成予想図、パース図です。ご覧のとおり、煙突がない建物です。化学処理ということで、焼却ではありません。建物としては、4階建て、一番高いところで30m程度の建物です。

そのレイアウト図です。土地が台形状の土地であり、かなりゆったりした土地です。その中に120m×89.5mの四角い処理棟を建設する予定です。道路につきましては、図面の向かって左下の方に出入り口があり、基本的に、PCB廃棄物運搬車両は、反時計回りにまわるということとしております。一部、上の方に従業員の駐車場。管理棟と書いてあります横に、正面玄関があります。ここに、見学者の方の駐車場、これも用意しておりますが、この部分については、時計回りにするようにしております。網掛けになっている部分は緑地で、30数%の緑地率となります。

次のページ。施設設計思想の3本柱として、1番目の柱として、安全・確実なPCB処理方法の採用です。2番目の柱として、リスクマネジメントの考え方に立った多重の安全対策。3つめの柱として、処理状況の情報公開。これらを柱としております。

その大きな三つの柱を受けまして、次の施設の特徴について、5つほど上げさせていただいております。1つめは、安全・確実な脱塩素化処理による方法。2つめは、先ほど、洗浄の話で御質問がありましたが、環境や人への影響が小さい、かつ洗浄力が高い洗浄剤、これは具体的に、パラフィン系の炭化水素剤を使う予定としております。それは、施設の中で循環し、施設の外には出しません。あわせて、真空加熱分離の方法を採用させていただいております。3つめに、詳細な安全解析に基づく安全な設備、多重の安全対策、専門家による指導体制、これらを確立いたします。4つめとして、絶縁油、先ほどの溶剤も含めてですが、施設内で循環利用し、残渣を極小化し、施設外に出すものもリサイクルをはかれるように最大限追求していくこととする、と考えております。5つめに、主要な設備は見学可能とするなど、情報公開型の施設といたします。

次に、PCB処理施設の概要についてですが、大きく分けて4つの設備に分かれております。前処理設備、液処理設備、操業管理設備、モニタリング設備、分析設備、これにつきましては、処理の完了確認や、排出モニタリングなどを行うための設備です。

4つめの情報公開設備。これにつきましては、後ほど詳しくご紹介させていただきます。

次のページですが、PCB廃棄物の処理の流れです。

これが基本的なものの流れなのですが、前処理と液処理の大きく二つに工程が分かれます。まず細かな説明の前に、実績として、この3社による企業グループが過去に取り組んだ事例ですが、前処理施設につきましては、私どもの豊田事業で、既に試運転を終え、操業開始を向かえている

といった段階です。それから、液処理についてですが、神鋼環境ソリューションによります、SP法という、脱塩素化技術の方法ですが、カナダで、すでに17年間の実績があります。それから、国内におきましては、阪神溶接機材という会社の自社処理に採用された方式です。先頃、中国電力の広島工場におきまして、この方法で自社処理をするということで設置許可申請がおりたと聞いております。

この処理方法ですが、ものの流れとしましては、高圧トランス、コンデンサを抜油し、解体し、洗浄し、卒業判定を行って払い出すといった大きな流れ。それから、抜き取りましたPCB油について、あるいは、洗浄で抜き取りましたPCB油について、反応槽において、化学反応で処理をするといった流れです。

前処理フローは、基本的に今申し上げましたことと同じなのですが、前処理フロー(1)として少し大きくした図面です。この中に、四角に囲んだ部分がありますが、ここが、遮蔽フードと呼んでおり、この中で、基本的に作業員は中に入らずに外から機械を遠隔操作して、従業員の作業環境を保つという工夫をしております。この中で、抜油、洗浄、解体、分別などを行い、次の前処理フロー(2)に移ります。

非含浸性部材、いわゆる金属類と、含浸性部材、いわゆる紙、木のような、染み込みやすい部材の二つに大きく分かれます。非含浸性部材につきましては、真空超音波洗浄、これも密閉された容器の中で、大きな洗濯機を想像していただければと思いますが、これは、施設内に全部で5機あり、40分の洗浄を5回繰り返します。これが、真空超音波洗浄の工程です。これから発生いたします、鉄、ガイシ等について、無害化されたことを確認し、リサイクルにまわすということになります。一方、含浸性部材につきましては、攪拌洗浄という工程があり、洗浄機が12機あり、4時間を3回繰り返します。これだけでは終わらず、これらをすべて、真空加熱分離という設備に入れます。この真空加熱分離というのは、250ないし350の状態のところ真空引きをして、紙、木に染み込んでいたPCBを蒸発させるということです。これが、最終的に卒業判定の結果、PCBが無害化されるわけですが、処理済み物につきましては、適切な産廃業者を選定し、そこに委託をするといったこととなります。これが前処理のフローで、これに非常に時間がかかるといったところです。

次に液処理です。まず、反応槽に4つの物質を入れます。PCB、これだけだと非常に高濃度なため、反応をより促進させるために、希釈溶剤。一般的には絶縁油を使用しておりますが、これで適度な濃度に薄めるということになります。そこに脱塩素剤、SDというのですが、これは、金属ナトリウムを微粒子状にして、安全性を高めたものですが、これを混ぜます。続いて、北海道事業の特徴となりますが、イソプロピルアルコール。これを加えます。右の方に化学反応式がでておりますが、PCBにナトリウムを加えますと、ナトリウムとPCBの塩素が反応して、塩化ナトリウムになります。はがれたところにイソプロピルアルコールからの水素が付いて、ただのピフェニルになります。いわゆる無害な物質になります。この場合のイソプロピルアルコールは、水素供与体としての意味があります。これが主反応の化学変化になります。

副反応につきましては、同様に右の方に示してありますが、これは、真空加熱分離から出てきたPCBを含んだ液について反応させるものですが、非常に規模が小さく、これにつきましては、水が水素供与体になり、同じような化学反応を起こすということです。

以上の結果、図の下の方に、抽出槽、静置分離槽、水洗槽というものがあります。ここで、い

いわゆる無害化されたビフェニルに水を加えて、過剰なナトリウムを消してしまうという作業が必要であり、その結果できた、苛性ソーダ、イソプロピルアルコールが混合した水が、いわゆる静置分離槽において、上の方に油、下の方に水に混ざったもの、廃アルカリという形で分離し、ビフェニルにつきましては、A 重油相当の非常にきれいな油が得られますので、これを、燃料として使用することを考えております。また、廃アルカリにつきましては、産業廃棄物としてきちんと処理をしたいと考えております。

安全対策につきましては、二重三重の安全対策として、このようなことを考えております。

次のページについてですが、多重の安全対策の例として、地下浸透を防止するために、オイルパン、あるいは防油堤、不浸透性床などで、二重三重に地下に浸透しないように守っていくこととしております。

排気につきましては、部屋の中を負圧にして、局所排気で引いた空気につきましては、排気処理装置、オイルスクラバーを通して、さらにセイフティーネットである活性炭を二重に通して排気をする。その排気は、基準値をクリアしているかどうかといったことを、オンライン、オフラインのモニタリングでチェックをすることとしております。

次のページは、負圧管理の原理的な話で、レベル3になるほど気圧が低くなるということで、外から空気が入ることはあっても、外に空気が漏れ出すことはありません、といった構造になっております。

次のページにつきましては、それぞれの排気のサンプリングのポイント。7系統あり、ここでモニタリングを行います。次のページは、その位置と形状です。どんな排気口からでるのかといったものです。

次のページは、一方、水はどうかといったお話ですが、PCB を含まない排水処理としては、用役排水、生活排水、雨水排水の3つがあります。これを最終的には、一カ所に集めて、最終放流口から、隣接します雨水幹線排水路に放流させていただきたい。これも、定期的に水質をチェックいたします。それから、PCB を含む可能性のある廃液としては、先ほど申し上げました処理の過程での水洗水がありますが、これは、水和水槽におきまして、施設内でさらに循環して使用しますので、工程排水として外には一切でることはありません。廃アルカリと分析排水につきましては、それぞれ貯留して、バッチ毎に確認し、産業廃棄物として外部委託をします。

緊急時における対策についてですが、現在、マニュアル、緊急連絡体制の整備といったことを、具体的に詰めている状況で、想定されるものとしては、地震、火災、浸水、停電、断水、事故を想定して、具体的なものを練っております。

最後に、情報公開についてです。見学ルートにつきましては、当然処理棟内に設置を考えております。プレゼンテーションルームと情報公開ルームにつきましては、情報センターの中に設置を考えており、その処理情報センターの外観イメージ図が、次のページのパース図となります。

敷地配置図ですが、右側に道路があり、これを上の方に進みますと、処理棟があるといったこととなります。大きくわけて3つの処理情報センターの間取りが書いてあり、全体面積が800㎡で、一番左が150人収容可能なプレゼンテーションルームとなります。真ん中のエリアが情報公開ルーム、右側に受付事務室があり、会議室が3つあります。

場所については、先行4事業では、処理棟と同じ場所に設置しているのですが、市民がなるべくアクセスしやすい場所ということで、別棟の形でここに配置し、かつ、PCB の情報公開は当然

のことで、環境に係るいろいろな団体、市民の方の利用を図って欲しいということで、プレゼンテーションルームや会議室についても使用いただければと思っております。ただ、具体的な運用方法については、これから検討させていただきたいと考えております。

情報公開ルームですが、ここに、タッチパネルや40インチモニター、処理の状況を見ていただくモニターや、運行管理で、PCBが今どこを通過して運ばれているのかといった情報を得られる場所です。併せて、室蘭市、北海道、15県のコーナーといったものを設置する予定です。

次に、実際に北九州事業での写真です。施設の模型がありまして、ボタンを押すと、実際の処理の状況が上の画面で見られるような形になっております。

プレゼンテーションルームや、実際の見学者ルートの写真となっております。

スケジュールですが、昨年度は、現況調査を実施してきました。今年度、設計と同時に都市計画法の手続き、廃棄物処理法に基づく設置許可申請、環境保全協定の締結、こういった手続きを進めており、今年末に、これらの許可を頂ければ設置工事に着手させていただきたいと考えております。

平成18年度、一年ほどかけて、建設工事を行い、試運転を行ったうえで、19年には操業したいと考えております。

【JESCO】引き続きまして、北海道 PCB 廃棄物処理施設生活環境影響調査書（概要版）に基づいて説明させていただきたいと思っております。

時間も押しておりますので、ポイントを絞って御説明させていただきたいと思っております。

まず、「はじめに」として、四角く囲まれた部分がありますが、この生活環境影響調査の位置づけについて示しております。生活環境影響調査は、処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響がどのようなものであるか、といったことを調査するものです。具体的な調査項目は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭に係わる項目のうち、処理する産業廃棄物の種類などの事業計画、それから地域特性等を勘案し、調査項目を選定するものです。処理施設の設置許可申請書に添付することが法律により義務づけられております。

次のページ、2ページをご覧ください。下方に、産業廃棄物処理施設の設置許可申請における手続きの流れとして示しております。左から3つめ、処理施設設置許可申請とありますが、こちらの手続きを、私ども、8月31日にとらせていただいております。次のステップは、告示・縦覧（1ヶ月）となっておりますが、まだここには至っておりません。

次に、3ページです。生活環境影響調査はどのように実施するのかということをここでは示しております。

事業計画の策定をした後、生活環境影響調査項目を選定、大気汚染、水質汚濁、騒音等の調査項目を選定し、その後、現況調査、現況調査というのは、今の環境の状況がどういった状況なのかということを調査するものです。その上で、排出量といったものを当てはめて予測評価を実施し、生活環境影響調査書を作成する。今般、ここで説明させていただいているものは、生活環境影響調査書の概要版といったものです。

続きまして、4ページ。ここでは、事業実施区域及びその周辺の概要ということで、ここは、皆様方御承知のことと存じますので、省略させていただきます。

5ページ、事業計画の概要ということで、設置場所、日最大処理量等とありますが、今般設置

させていただきたいと考えております、新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所敷地内ですが、5ページの地図に示しておりますように、JRから室蘭港側が、工業専用地域で、その中に設置したいと考えております。JRと平行して国道36号線が通っておりますが、この36号線、平日の12時間交通量が3万台超ということですので、結構大きな自動車交通量を持っている道路です。

続いて、6ページ。処理設備の計画につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので省略いたします。

7ページ。生活環境影響調査事項・項目の選定ということで、表がありますが、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭と示しております。この各々の項目について生活環境影響調査を実施しておりますけれども、概要を申し上げますと、大気汚染については、いわゆる設備からの排気、換気、ボイラーからの排気があると考えられます。こちらについては、後ほど少し丁寧に説明させていただきます。

大気汚染としては、廃棄物運搬車両、通勤車両に関連した二酸化窒素の予測もしております。水質汚濁について、排水としては、用役排水、冷却水といったものです。用役排水や生活系排水を雨水幹線排水路に放流します。PCB処理工程の排水は出ないと考えております。

騒音、振動ですが、どちらもある程度共通するのですが、騒音発生設備や、振動発生設備があるということのほか、車両の関係があるということでその予測をしております。

最後の悪臭ですが、悪臭防止法による特定悪臭物質、22物質ありますが、発生はないので影響はないと考えておりますが、現況のみ把握しています。なお、悪臭については、先行する事業、豊田事業でも特定悪臭物質について状況について調査をしておりますが、敷地境界において測定した結果、いずれも検出下限以下といった状況となっております。

使用する幹線の国道36号線の項目が7ページに示しております、ここでは「現況交通量の1%程度と少ないため」としておりますけれども、大型車が1日に46台、小型車が1日194台というのが、私どもの事業で使用する廃棄物運搬車両及び通勤車両ということになると考えております。ただ、PCB廃棄物の搬入に関しては、このうちのわずかな量になり、大体1日8台といった見積もりをしております。

続いて8ページ。環境保全上の措置として示しております。

大気汚染につきまして、一つめ。この施設の処理方式は脱塩素化処理方式ですので、PCB廃棄物処理に伴う排出ガスは発生しない。二つめ、設備からの排気と、施設から、作業空間を負圧にすることによって、PCBが含有される可能性のある空気をコントロールするといったこととなりますので、換気があります。設備からの排気は1時間あたり3千m³程度、それから、作業空間の負圧のための換気、これが1時間あたり9万8千m³程度になります。

それから、通常の換気があり、これは1時間あたり49万m³ということになりますので、先ほどの換気に比べますと、かなり多いものとなっております。こうした換気ですが、比較的高濃度のPCBを取り扱う工程からの排気につきましては、オイルスクラバー、すなわち油のシャワーですけれども、これで排気処理を行い、PCBを除去し、そのうえで、セーフティネットにより活性炭を通じて、大気放散を行います。それ以外の換気につきましても、セーフティネットとして、活性炭を通して大気放散を行います。

水質汚濁については、クローズドシステムとなりますので、工程排水はありません。

騒音、振動、悪臭とありますが、悪臭関係で、悪臭の発生する可能性のある排気、換気につい

ては、やはり活性炭吸着処理装置を通して排出します。

原理的に申しますと、私どもの施設では、トランス、コンデンサに含まれます紙や木がありますが、それを真空加熱分離という装置に入れると一種の蒸し焼きに近い操作を行いますので、紙や木の中にリグニンとかセルロースがありますので、そこから、トルエンとか、キシレン、アセトアルデヒドといったものが出るのですが、北九州事業でのこれまでの状況では、敷地境界では検出下限以下という状況にあります。

続きまして、9ページから、大気汚染関係になります。

10ページに現況調査の状況を示しております。ここでは、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、二酸化窒素について示しておりますが、比較的関心が高く、比較しやすいものとして、ダイオキシン類について現況の状況を申し上げますと、年間の平均値が、周辺地点の方が高い値となっておりますが、年間の平均値が、 $0.000018 \text{ ng-TEQ/m}^3$ 。単位がいろいろありますけれども、このような状況にあります。環境基準が、 $0.0006 \text{ ng-TEQ/m}^3$ ということでありますので、環境基準を満足しているというのが現状です。(3)のベンゼンについてですが、ベンゼンについては、室蘭は、かつて全国5カ所の高濃度地区の一つとされておりましたが、環境基準 0.003 mg/m^3 に対して、表を見ていただければおわかりのとおり、 0.0016 mg/m^3 ということで、現在は環境基準をクリアしている状況となっております。

具体的な予測評価をどのようにしたのかということについてですが、12ページをご覧ください。施設からの排出諸元としまして、各排気系統の排気量、それに対して、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、その濃度につきまして、PCBについては、設定するいわゆる管理目標値よりも高い値であえて計算しておりますけれども、暫定排出許容限界値に設定した場合どうなるのか、ダイオキシン類についても、直接の法規制は適用されませんが、ダイオキシン類対策特別措置法が適用されたらどうなるだろうかといったことで、その基準値いっぱいの高い値をかけて、計算させていただいております。

排気量については、各排気、換気のガス量ということになりますが、基本的にこれは、部屋の大きさに依存する部分があります。こうしたものを与えて、現況濃度にしたしてどうなるのかといった値が、13ページ以降に示しております。

まず、PCBですが、一番左の現況濃度、それから重合濃度。重合濃度というのが、先ほどの現況濃度に排出諸元の加算分をたしたもの。それから、一番右が評価基準となっております。

この重合濃度というのは、最大着地濃度地点、最も濃度が高くなるだろうというところで計算しておりますけれども、評価基準の 0.0005 mg/m^3 に対して、 0.0000046 mg/m^3 ということで約100分の1ということになっております。

【委員長】申し訳ありませんが、もうそろそろ、肝心なところだけの説明としていただいて、よろしくをお願いします。

【JESCO】失礼いたしました。

同じようにして、ダイオキシン類、ベンゼンについて示しておりますが、いずれも評価基準を、重合濃度は大きく下回るといった結果になっております。

27ページ。関係車両に関する予測評価です。

こちらに、大型車の交通量、小型車の交通量について示しており、こちらの方も、二酸化窒素、騒音、振動について予測評価をしておりますが、評価基準を大きく下回るといった形での予測評価となっております。

こうした結果をまとめたものが、29ページ以降の「生活環境影響評価について」になります。大気汚染については、いずれも重合濃度と呼ばれるものが評価基準の100分の1であり、影響はほとんどないといった結果となっております。

水質汚濁については、少し奇異に見えるかもしれませんが、現況濃度に比べると、重合濃度は下がる。これは用役排水が希釈するといったこともありますので、このような結果になります。

騒音、振動、悪臭とありますが、特に騒音と振動については、現況と将来の値はほとんど変わらないといった結果となっております。

以上、生活環境影響調査の概要を御紹介いたしました。事業実施にあたっては、最新の技術を導入し、さらなる努力をいたしまして、環境保全目標を遵守し、環境保全に最善の努力をはかってまいります。

【委員長】 最新の、最善の科学的な技術を駆使しているわけですから、こういう結果が出るのは当たり前のお話であって、そんなことで、長々と説明を聞かされるわれわれの方が大変なのですが、先ほどの御質問の回答は得られましたでしょうか。

【委員】 はい。ある程度いただきましたので。

【委員長】 現在5時ですので、5時15分には終わりたいと思いますが。

今までの説明を含めて、全体をとおしての質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】 現在使われているコンデンサや変圧器などがあると思いますが、これらについて、どの程度管理しているのか。チップやバーコードなどで管理されているのかどうか。

倉庫などに保管されているものもありますし、電力会社などのように、まだ電柱などに残っているものもあるかと思いますが、それらも含めて平成24年度までに処理をするということになっているかと思いますが。

【事務局】 特措法では平成28年7月までに処理をすると定められております。

北海道事業につきましては、平成26年度末としており、北海道内のは、15県に先行して処理を終わらせるとして、平成24年度末までに終了するとしております。

PCB廃棄物の処理事業は平成27年度末に終わるのですが、最後の1年間は、建物の中に、汚染されたものが残る可能性がありますので、JESCOとして1年間みているといった状況です。

現在使われなくなったものについては、PCB廃棄物として保管をしている状況ですが、一部現在使われているものについても、基本的にはすべて平成28年までに処理を終わらせるという考え方となっております。

【委員】 特措法でPCBの入っている物について、現在把握していると思うのですが、テレビな

どでは、紛失しているものもあると言われていました。処理において、入ってきた物についても、いくつか入ってきたのかなどの管理や、輸送も含めて実施していくのでしようけれども、現在使われているものと、保管されているものについて、バーコードなどによりすべてに番号を附して管理しているなど、現在の管理状況はどうなっているのかを伺いたい。

【事務局】 現在使用しているものについては、電気事業法により届け出をする。また、使われなくなった物については、特措法において、都道府県に届け出をすることになっており、北海道においては、各支庁においてその届け出が適正にされているかどうか年に1度立入検査をしているという状況です。

【委員】 罰則はあるのですか？

例えば、届け出を出して、倒産するなどした場合に、その会社の取締役などが責任をもってそれを管理しなければならないとか。

要するに、紛失している例が全国にあるわけですから。

【事務局】 届け出を行わなかったものに対する罰則はあります。

【委員長】 現在、一件ずつにICタグやバーコード管理がされていない状況なので、紛失などに対する管理が、今の法体系では不十分であるといった御指摘かと思います。

今の法体系では示されていないので、それについては、道などが、必要があれば要領を定めるなど工夫をしていただきたい。

国においても、環境基本計画を見直す際に、PCBを含めて廃棄物関係をどう管理していくのかといった仕組みを検討していただけると安心するのではないのかと思いますが。

【委員】 北海道の場合は、他県からももってきて処理をし、他県にまたがるのですから、いろいろな面で連絡を取り合って、きちんとお願いしたい。

【委員長】 他に何かございますか。

【委員】 この資料なのですが、かなり膨大な量ですので、できれば事前に配布いただき、委員の皆様も目をとおす時間があればスムーズにできたのかと思います。

また、次の議題がどうなるのかはわかりませんが、今回は基本的なことなので、皆さんいろいろな質問があると思います。

この資料をもって、今回に関しては、事後の質問を受けていただき、それを見れば、皆さんがわかるような形にしていきたい。

【委員長】 一度、円卓を囲むのも会議ですが、情報の手段をお持ちの委員の皆様には、事務局のメールアドレスなどを伝えるなどして、そこに連絡をすれば良いような仕組み、あるいは、委員同士で情報交換ができる仕組みなどを検討していただけると、よりスムーズになるかと思いま

すので、事務局での検討をお願いいたします。

【委員】 調査結果の報告についてなのですが、いろいろな単位での報告がなされておりますので、すべての方が、あらゆる単位をすぐに換算して比較できるわけではないので、是非、単位を統一していただきたい。ミリグラムという単位は、PCBにおいては、非常に大きな単位ですので、できれば、ナノグラム、ピコグラムで統一していただきたい。

【委員長】 単位の統一については、あまり意味がないので、むしろ、環境影響調査のような、専門家でしかわからないような資料は資料として、二の次であって、PCBの処理施設ができれば、環境影響、環境変化がどれだけ起きるとか起きないということを簡単に説明していただいて、環境影響が起きないのは負圧で実施しているからとか、液が染み込まないように実施しているとか、排水は出さないようにやっているとか、これは当然の話で、そこまでの説明はなくても良く、そのあと、もし関心のある委員がいらっしゃいましたら詳しくは御説明します。といった形にしなければ、2時半から5時10分までかけられてしまったら、今後欠席が多くなります。リスクコミュニケーションというのは、専門家同士で議論するばかりではなく、要するにわかりやすく、皆がわかるように、まず最初に説明していただくというのが大切であって、その次にわからなければ、では、専門家も入れて説明してください。ということになるので、そのような会議の進め方を道と室蘭市さん、是非勉強してください。

【委員】 先行して実施している、北九州や豊田についても、同様に監視委員会として設置されているのですが、その方たちとの情報交換が可能なかどうか伺いたい。

【委員長】 それにつきましても、できるだけ、北九州や豊田においての我々と同じような立場にある方々との情報交換ができるような工夫を、是非、道と室蘭市で検討してください。

これは、非常に重要なことですから、委員長である私が私見を挟むのは良くないかもしれませんが、だいたい私たちは役所に対して不信感をもっているわけですから、北九州や豊田で、同じような立場に立っている人たち同士で話をするところから、「やっぱり役所の言っていることは正しい」ということがわかるためにも、そういった情報交換の工夫を是非検討していただきたい。

【委員】 資料2のなかで、委員の任期は平成19年3月31日とされていますが、これと、施設の立ち上がりの時期との関連はどのように考えたらよろしいでしょうか。

【委員長】 私たちの任期は、とりあえず、平成19年3月31日。このメンバーの中で、引き続き委員として就任されるという方もいらっしゃるかと思いますし。

【委員】 施設の立ち上がりを待たずして、というように見えたのですが。

【委員長】 それは、任期としてはそういうことになると思います。むしろ、立ち上がりまでの間に、協定や、実際に施設を建設する過程などにいろいろな問題が出てくる。むしろ動き出して

からモニタリングするよりも、動き出すまでの過程で、いろいろな情報を提供していただいて、専門家の方や、地域の方々、公募の方々から意見をいただいて、スムーズに建設して、スムーズに動き出せるような意味でお考えいただければと思います。

私も、道からお話をいただいたときに、まだ施設は動いていないじゃないかとお話をしましたが、動く前が大事なのです、と言われまして、そのようなことで考えていただければと思います。

【委員】 もうひとつ、意見なのですが、北海道の場合、非常に広域での運搬となり、なおかつ海を渡ることになりますから、北九州よりも大変な状況にあるわけです。

したがって、収集運搬業者にどういう業者を採用して、なおかつその業者が実際のトランスを積み込む時に、どれくらいのチェック能力があるのか。これは、各15県に依存してしまっただけでは間違いだと思います。やはり、受け取って処理する側が、チェック機能を高くしておかなければならない。ここを業者任せにしている、そのチェック能力が甘くなり、室蘭に着いた時に、こんな物がきたのかというようなことになりかねない。したがって、受け取るとき、ここのレベルを高くして考えていただきたい。

【委員長】 これは、JESCOさん。先ほども御説明があったかと思いますが、受入基準を決めていくのですよね。受入基準は、当然、道と市と協議した上で決定していくのですよね。

【JESCO】 その受入基準ですが、今までの例でいきますと、例えば、運搬のときにGPSを取り付ける。積み込みの際に、バーコードでのチェックを実施し、GPSで運搬の際の追跡を実施し、最後に届いたときに、積み込んだそのままであることをチェックできるような体制をとっております。

【委員】 私が言っているのは、トレーシングの話ではなく、トラックに積み込む時に、そのものが安全上運搬に耐えられるかどうか、運送業者がきちんとチェックをするということを求めている。私たちは、チェックはできないわけですから。室蘭に来て、初めてわかるのですから。

【JESCO】 それで、運搬にあたって問題がないようにする基準を定めまして、積み込み方、その容器にどの様に収納するのかということも含めて、受入基準を決めております。

それから、収集運搬業者の方々が、きちんと決められたようにできるよう、社内の従事される方に対する教育についても、チェックをしていきます。

【委員】 そのようなことから、業者選定はかなり慎重にする、ということですね。

【JESCO】 はい。

【委員長】 5時15分になってしまいました。私の進行が悪くて、委員の方々には御迷惑をおかけしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

後は、事務局のほうから、今後のことも含めまして、よろしく願いいたします。

【司会（島崎課長）】眞柄委員長、ありがとうございました。

本日は、限られた時間の中で、熱心に御討議いただきましてありがとうございました。

冒頭、環境室長からも申し上げましたとおり、この監視円卓会議において、道、市、日本環境安全事業株式会社などから、皆様に PCB 廃棄物処理事業に係る様々な情報を提供し、公開し、皆様から御意見をいただき、反映させていくことにより、処理事業が安全で確実かつ適正に進められていくものと考えております。

引き続き、監視円卓会議の運営にあたり、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、次回、第 2 回目の監視円卓会議の日程についてですが、処理施設の建設開始を目途に施設建設地の視察等を行いたいと考えております。

近くなりましたら、日程等を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を閉会いたします。

ありがとうございました。